

## 概 要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

## 要 旨

### 1 事案の概要及び経過

請求人は、銀行に入行し、窓口業務・派出業務・為替業務を行っていたが、派出業務に就いていた頃から、度々めまい・過呼吸など身体の不調を訴え欠勤するようになったため、A病院を受診したところ、「脳脊髄液減少症」と診断され、休職していた。

休職後事業場と定期的に連絡を取り合っていたが、体調回復が思わしくなく、事業場とうまく意思の疎通がとれなくなりB病院を受診したところ、「適応障害」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、上司の退職強要が原因で発症したとし、本件疾病が業務上の事由により発症したものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

### 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

本件疾病は、上司からの退職強要があり発症したと医師が認めているため、業務に起因することの明らかな疾病に該当するものである。よって不支給決定処分の取り消しを求める。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

#### (1) 発症時期

請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F43.2 適応障害」を平成〇年〇月頃に発症したと認められる。

#### (2) 業務による心理的負荷の評価

ア 私病により休職中に事業場との話し合いで退職の強要を受けたと感じるようになったことは、「上司とのトラブルがあった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

イ 事業場が請求人の私病の症状経過を知っていたにもかかわらず、職場の復帰や退職に向けてのやりとりを行ったことは、請求人への配慮が欠けていたものなので、出来事後の状況が持続する程度は「相当程度過重」である。

#### (3) 業務以外の心理的負荷の評価及び个体側要因の評価

「脳脊髄液減少症」により休職したことは「自分が病気やケガをした」に該当し、平均的な

心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

また当疾病が請求人の精神状態に多大の影響を与えていることは否定できない。

#### (4) 結論

以上から、業務による心理的負荷の総合評価は「強」には至らず、業務外の要因が病状に関わっていることも無視できないことから、本件疾病は業務に起因するものとは認められない。

### 4 審査官の判断

#### (1) 発症時期

請求人は I C D - 10 診断ガイドラインに示されている「F 43.2 適応障害」を平成〇年〇月頃に発症したと認められる。

#### (2) 業務による心理的負荷の評価

ア 私病による休職中に事業場との話し合いで退職の強要を受けたと感じるようになったことは、「上司とのトラブルがあった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

イ 事業場が請求人の私病の症状経過を知っていたにもかかわらず、職場の復帰や退職に向けてのやりとりは、請求人への配慮が欠けていたものなので、出来事後の状況が持続する程度は「相当程度過重」である。

#### (3) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価

「脳脊髄液減少症」により休職したことは「自分が病気やケガをした」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

また当疾病が請求人の精神状態に多大の影響を与えていることは否定できない。

#### (4) 結論

業務による心理的負荷の総合評価は「強」には至らず、業務外の要因が病状に関わっていることも無視できないことから、本件疾病は業務に起因するものとは認められない。

一方業務外の「脳脊髄液減少症」が精神状態に多大な影響を与えていることは否定できないとして、業務以外の心理的負荷の強度は「Ⅱ」に該当する。

したがって、監督署長が請求人に対して行った休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。